



東京都中小企業・小規模企業振興条例制定から5年を迎えて。会場：

アルカディア市ヶ谷（私学会館）4階 飛鳥

千代田区九段北4-2-25 TEL 03-3261-9921

【交通】JR中央線・有楽町線・南北線・新宿線 市ヶ谷駅より徒歩2分



「東京都中小企業・小規模企業振興条例と 中小企業経営」

講師

山本 聡(やまもと さとし)さん
(東洋大学経営学部教授)

3月4日(月) 13:30~15:30

内容

中小企業は、国内における企業数の99%、雇用の約70%を占めており、まさに日本経済の基盤となっています。
1999年に改正された「新中小企業基本法」において、中小企業の支援について地方自治体の責務として、地域の実態に即した施策の策定と実施が明記され、2010年には、日本の中小企業政策に関する基本理念や原則、行動指針を示す「中小企業憲章」が閣議決定されました。これに基づいて東京都も2018年12月に「東京都中小企業・小規模企業振興条例」を制定しました。
その後、経済や社会情勢が様々に変化していく中で、改めて条例制定の意義や現場での取り組み状況について学び、中小企業の現場で見える課題をいかに解決し、地域の人々が暮らしやすい社会を作っていくためにどのような事が求められているのか考えます。

○次回の月例フォーラム：

No.317

「(仮)東京中小企業家同友会の取組みと課題」

講師：三宅 一男 さん(中小企業家同友会全国協議会副会長)
白川 祐臣 さん(連合東京顧問)

コーディネーター：山本 聡 さん(東洋大学経営学部教授)

日時：2024年4月8日(月) 午後1時30分~3時30分

会場：アルカディア市ヶ谷 6階 伊吹

公益社団法人 東京自治研究センター

〒102-0072 千代田区飯田橋3丁目3番12号 石原ビル2階

TEL. 03-6256-9912 FAX. 03-6256-9913

<e-mail>tokyojic@jca.apc.org <Web> http://www.jca.apc.org/tokyojic/

●参加費：1,000円(会員は無料)